

地域密着型通所介護事業所  
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）  
きびたき荘運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人晃友会が開設する地域密着型通所介護事業所デイサービスセンターきびたき荘（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業、及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態または、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な地域密着型通所介護、及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所においては、心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図るものとする
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業所においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 4 市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の連携につとめるものとする。
  - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整理を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険計画の作成等のための調査及び分析等に規定する介護保険と関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
  - 7 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供をおこなう。

(事業の運営)

第3条 サービスの提供に当たっては、事業所の職員によって行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターきびたき荘
- (2) 住所 栃木県日光市細尾町95番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業との兼務とする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画を作成する。

- (2) 生活相談員 2名(常勤職員)

生活相談員は、生活援助等の生活指導を行う。

- (3) 看護職員 1名以上(機能訓練指導員と兼務)

- (4) 介護職員 2名以上(常勤職員)

看護職員及び介護職員は、必要な日常生活上の支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上(看護師と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。

(事業所の利用定員)

第7条 利用定員は、15名とする。

(地域密着型通所介護の内容及び利用料、その他の費用)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護のサービスを提供

した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は、2割又は、3割の額とする。

また、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供した場合の利用料の額は、保険者が定めた額とする。

- (1) 生活相談
  - (2) 機能訓練
  - (3) 入浴サービス
  - (4) 食事サービス
  - (5) レクリエーション
  - (6) 健康チェック
  - (7) 送迎
- 2 次条に定める通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。
- (1) 通常の事業実施地域以外の地域での利用が想定される地域  
旧今市市 片道200円 旧藤原町 片道200円
  - (2) 有料道路を使用する場合の通行料金。
- 3 その他費用については、次の額を徴収する。
- (1) 食費、1日当たり700円とする。(昼食代、おやつ代)
  - (2) おむつ代1枚当たり150円、尿取りパッド1枚当たり50円  
マスク1枚当たり10円
  - (3) バスタオル2枚、タオル1枚セットで貸出1回あたり100円  
(希望者のみ)
  - (4) その他、事業所から提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。
  - (5) 前2項及び前3項(1)から(4)に掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者 又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、日光市(旧日光市)とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の施設又は飲用に  
する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置

を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（リモートを活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービス利用に当たっては、次のことに留意する。

- (1) サービスの利用に当たっては、職員の支援のもと、事故防止に努めるものとする。
- (2) 日常動作訓練は、職員の支援のもとで行うこととし、職員のいない場所での訓練は行わないこととする。
- (3) サービス利用中は、利用者同士の相互親睦に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 職員は、サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施す

- る。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第 14 条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは、照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメント)

- 第 15 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ相当な範囲をこえたものにより、通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護と守秘義務)

- 第 16 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
  - 3 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

る。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前三項に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 19 条 地域密着型通所介護の事業を行う事業所は、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として「デイサービスセンターきびたき荘運営推進会議」を設置する。運営推進会議は、地域住民の代表者等で構成し、事業所の活動状況報告に対し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることで、地域との連携・交流に努めるものとする。

(職員の研修)

第 20 条 事業所は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる必要な措置を講ずるものとする。また、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を

整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(記録の整備)

第21条 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晃友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成14年11月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年7月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成18年9月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成23年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年3月31日から施行する。

この規程の一部改正は、平成28年10月1日から施行する。

この規程の一部改正は、令和5年7月1日から、施行する。

この規程の一部改正は、令和7年9月1日から、施行する。

この規程の一部改正は、令和7年12月1日から、施行する。